



けい そう  
**勁草法律事務所**

「疾風に勁草を知る」  
「会社経営者・個人事業主の皆様にとって  
いつでも頼れる存在に」

稻荷町電停方面から当事務所所在ビル  
JR広島駅から徒歩8分／稻荷町電停 徒歩2分

お問い合わせ、ご予約  
082-569-7525

おはようございます。勁草法律事務所です。

相変わらず雨がちな日が続いていますが、今週後半にはようやく梅雨明けとの予報もあるようです。梅雨が明けると暑い日が続きさらにマスクが息苦しくなりそうで、梅雨明けもどうなのかと思う今日この頃ですが、やはりすっきりと晴れる夏を迎えるといいところです。



今回はオリジナルの記事は、先ごろ最高裁判所で判断が出ましたTwitterのリツイートと著作権侵害に関する記事と、当事者で紛争が生じた場合の裁判管轄の合意についての記事を取り上げました。それ以外の記事は今回は税務会計に関するものになります。

御社・御事務所のご経営・運営に少しでもお役立て頂ければ幸いです。引き続き新型コロナウィルスの早い終息をお祈り申し上げます。

なお、当事務所では以下の日程で勉強会を開催いたします。

「勁い（つよい）草となるため」の勉強会（経営に役立つ研修会）第25回のご案内

「コロナ時代の上手な金融機関との付き合い方や数字の見方・これから労務管理における注意点は？」

○こんなことを学べます

- ・決算書や会社の数字での注意点を学べます。
- ・金融機関が見ている数字はどこか、注意点を知ることができます。
- ・新型コロナウィルスやリモートワーク・働き方改革等での労務管理における注意点を知ることができます。など

実施日時 令和2年8月24日（月曜日）勉強会：午後6時から7時45分

場所 ロイヤルタワー2階会議室（広島市南区稻荷町1番1号）

参加費用：1000円（消費税込）

定員：10名（先着順）

※新型コロナウィルスの感染状況によってはオンラインセミナー（zoom）に変更することがあります。

第1部：午後6時～7時（質疑応答含む）

「銀行はここを見ている、決算書類での注意点・銀行との付き合い方」

講師：株式会社ビジネスサポートクリエイト

代表取締役 持田 光宏 氏

第2部：午後7時～7時45分（質疑応答含む）

「働き方改革や新型コロナ関係・リモートワークの労務管理上の注意点」

講師：勁草法律事務所

代表弁護士 西丸 洋平

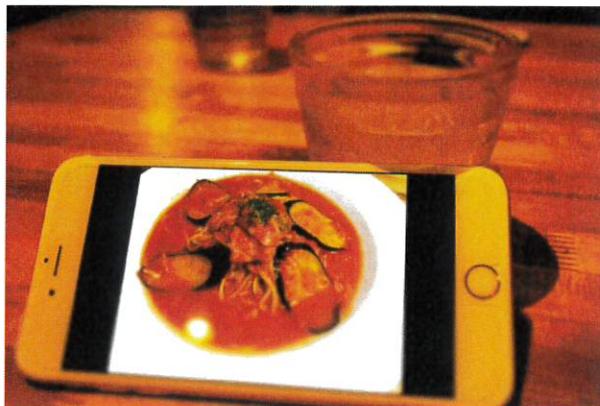
※当事務所ないし会議室には駐車場がございませんので、お車でお越しの場合は最寄りのコインパーキングをご駐車下さい。

※勉強会終了後近くの飲食店にて懇親会を行う予定です（新型コロナウィルスの感染状況によっては中止する場合があります）。

■ 準備の都合上8月21日（金）までに出欠のご回答をfaxないし本メールにご返信下さい。

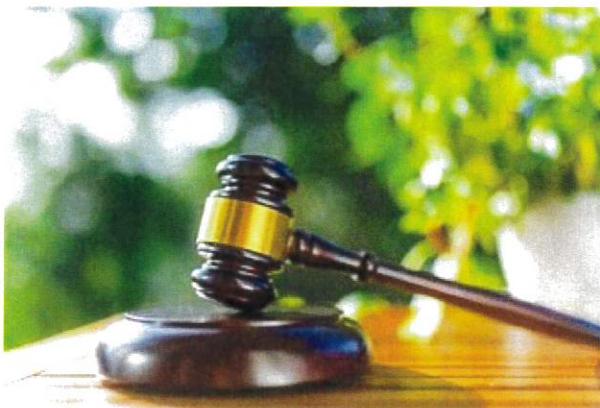
## リツイートが著作者人格権侵害になる可能性・最近の最高裁判所の判断の内容と意味とは？

20.07.27 | オリジナルメルマガ



既に報道されていますが、ツイッターに載せられていた写真画像をリツイートしたことが著作者人格権を侵害するという最高裁判所の判断が出されたとのニュースが出ています。この話を踏まえて、ツイッター等の利用を控えることになりＩＴの発展に影響を与えるという話も出る反面で、権利の調整の点からやむを得ないという見解も出ています。

報道などでは前提を理解したうえでの話になっていますが、そもそもはどのような話なのでしょうか。



### ○著作者人格権とは？

報道では著作権という話も出ていますが、実際には少し異なります。ここで前提となる話を触れておきます。

著作権というと、元々ある著作権法で保護されるゲームや番組・本等を勝手にコピーすること等を規制する話というイメージがあります。もちろん、こうした話もあるのですが、このほかに写真や本といった著作物を作成した著作者の人格を保護するための権利が存在します。これは、「著作者人格権」と呼ばれるもの

で、その内容は主に3つあります。勝手に内容を変えてはいけないという「同一性保持権」というもの・公表するかどうかを自由に決めるができるという公表権・作成者の氏名を著作物の近くに表示させる氏名表示権というものがあります。今回の裁判例で問題となっているのは、この氏名表示権というものです。

著作権自体の話はまた別で触れようと思いますので、ここでは簡単に「著作者人格権」について触れておきます。先ほど挙げた3つの権利は、著作物(実際には何が著作物にあたるのか問題になるケースが多数存在します)を作るにあたっては、それが創作性を表したもので制作者の人格を表したものだから、著作物に対する保護である著作権とは別に法律上保護されると考えられています。これらの権利を侵害した場合には、慰謝料の請求や是正などを求められることがあります。

先ほどの3つの中で公表権は作成した方が公表していないものを勝手に公表した場合に問題になりますが、実際には勝手に手を加えたことについて問題にするケース・著作物に氏名表示が近くになされていないのでそのことを問題にするケースがあります。勝手に手を加えたことで問題になるかどうかは、制作者の意に反したといえるかどうか・法律上例外と定められていることに当てはまるかどうか・やや面倒な話として利用目的や著作物の態様などから見て「やむを得ない改変」といえるかどうかが問題となることもあります。

#### ○今回問題になった話とは？

報道ではそこまで取り上げられていませんが、今回の話自体は著作者人格権をリツイートで侵害されたという方が、侵害に対する請求をする前提としてツイッター社に対し、リツイートについての発信者情報の開示請求をしたケースになります。言い換えると、リツイートをした方自体は直接裁判に関わってはいません。

なぜ、こうした問題が起きたのかについて少し補足します。是正その他の請求をするためには、リツイートの相手方と話がつかない場合には裁判での請求をする必要がありますが、そのためにはどこの誰がリツイートをしたのか特定をする必要があります。この情報を得るために発信者情報の開示請求をするのですが、そのためには開示請求が認められると法律上認められる場合(現在誹謗中傷についての問題で改正が議論されているのは、こうした認められる場合を緩めるのかどうか・開示の対象を広げるのかどうかという話になります)である必要があります。このケースでは、リツイートをされた情報の流通によって氏名表事件が侵害される場合に開示請求が認められるというものでした。

問題となったのは、ある方が写真を撮影(これ自体は著作物として著作権の保護対象となります)インターネット上に掲載していたところ、別の方が勝手にツイッター上に写真画像を張り付けたものです(これ自体が複製として著作権法上問題となります)。元の写真画像部分には撮影した方の氏名が表示されていま

す。ツイッターの仕様上、この写真画像の入った投稿をリツイートした場合に、画像データがサーバー上に保存されるとともに表示される画面ではデータが一部切除され氏名が表示されなくなるという点がありました。この点が裁判所の判断でも問題となっています。

その理由は、氏名が表示されなくなるのがツイッターの仕様によるものなので、リツイートをすることで不可欠なものとして侵害と考えられないのか・氏名自体は表示されなくなるもので、侵害の事態は生じているから侵害と考えるのかという点が大きな問題となっています。また、こうした仕様による表示が著作権法で定められている利用とは異なるため、侵害になるのかも問題となっています。

判決では、結論として、著作権法で定めている利用方法に限らずとも結果として氏名表示がされていない場合には、氏名表示権の侵害になると判断しています。実際にはリツイートされた画面をクリックすれば、その際には保存された氏名表示をされた元の画像を見ることもできるという点が仕様上ありましたが、皆がそうしたクリックをするわけでもないと述べ、この仕様を考慮しないと判断しています。

#### ○この判断の影響は？

利用しているシステムやSNSの仕様による氏名表示がされなくなる場合も氏名表示権の侵害となる可能性を示した点で、リツイートをする際に注意をすべき事柄が増えたと評価することもできます。その意味で、利用萎縮をもたらすのではないかという捉え方(一部裁判官の少数意見ではこの点が述べられています)もできます。

ただし、リツイート自体には名誉棄損となる表現をリツイートすること自体が名誉棄損になる可能性もありますので、注意が必要でしょう。また、写真を撮影した方がツイッターに直接投稿をしている場合には、リツイート及びその際の仕様上の話は前提にしているのが普通でしょうから、権利の侵害は問題になりにくくなります。結局は、出所不明の写真画像の場合が問題となってきますが、ここを注意することが利用萎縮にどこまでなるのかという話になるでしょう。

この判断を踏まえて、著作権などの権利侵害を主張された場合に争わず謝罪をしたほうがいいという見方もあるようですが、あくまでも画像の一部が仕様上カットされる場合の話に過ぎませんので、問題があった場合には仕様などを確認したうえで専門家に相談をするなどして対応をしたほうがいいでしょう。すぐ裁判などという話になるわけではありませんが、落ち度を認めることで問題が解決するとも限りませんので、相手の言い分(特に侵害となる根拠)を聞いたうえで考えていく必要があるでしょう。

この話は直接はツイッターの話ですが、同様の仕様のある場合、同じように問題になる可能性がありますので注意が必要です。

## 契約書に存在する「第1審の管轄裁判所を○○裁判所」と指定する意味とは？

20.07.27 | オリジナルメルマガ



契約書の中には様々な取り決めに関する項目がありますが、その中にはタイトルにもある契約に関する事項などについてトラブル（裁判）になる際の裁判所の指定に関する項目があります。この意味は何でしょうか？注意点とともに触れていきます。



○裁判をどこの裁判所で行うのかは法律で規定

外国企業との取引を含め、どこの国や場所で裁判を行うのかは法律で決まっています。基本的な考え方は訴えられる側が裁判に応じる必要が出てくるために、その便宜を考えて訴えられる側の事務所や住所の存在するところとなります。国際的な取引ではどこの国の法律が適用になるのかを含めて考える必要があり面倒になります。

また、日本国内であっても、特許権などについて大阪あるいは東京の裁判所で裁判を行うことが決められているもののほかに、例えばお金の請求であれば請求する側の事務所あるいは住所がある場所の裁判所など先ほどの原則が変わってくる場合があります。労働問題に関して従業員側から申し立てを受ける場合には、少なくとも支店が存在する土地の裁判所である必要があります。

どこの裁判所で裁判を行うのかということは、最近裁判のIT化への動きがあるとはいえる現時点では出頭を基本とする裁判所の手続きの中で大きな意味を持ってきます。その裁判所への出頭や弁護士を確保する場合にどこの弁護士を手配するのかという問題も出てきます。こうした手間や費用ともかかりかねませんし、国際取引であれば時々約款上アメリカ合衆国のカリフォルニア州の裁判所と指定があるように、全く法律や手続きその他がなじみのないところの裁判所での手続きになりますから、意味合いは大きくなっています。

以下では日本国内での話に限定してになりますが、このようなどこの裁判所で裁判を行うかという話を管轄の問題といいます。管轄が法律で決まっているならば契約書で決める意味がないのではないかと考えてしまいかねませんが、実は多くのケースで第1審の裁判所の管轄を合意で指定してしまうことができます。第2審以降をどこの裁判所で行うのかは第1審裁判所をどこにするかで決まってくる面がありますから、第1審の裁判をどこで行うのか指定しておく（法律上は書面で合意をしておく）ことは非常に重要になります。

こうした点があるために、ネット上で見かける契約書のひな型などの多くでは「第1審裁判所の指定」という項目が存在しています。それでは、どこの裁判所を指定するのがいいのかについてですが、通常は会社であれば自社の本社所在地にある裁判所とすることが多くなります。これは本社所在地であれば裁判対応の負担が減るためです。契約の相手方が遠い場合には相手に不利となりかねない要素もありますが、筆者の見る限り多くのケースでは契約書の書面を準備する側が指定をして相手先に示して契約をすることが多いように思われます。ネット取引などでの約款・利用規則では運営業者側があらかじめ準備していることが通常です。

## ○条項を作る際の注意点は？

以前特にBtoC取引での事業者側による裁判所の指定項目の有効性が争われたケースが存在します。ここで裁判所の指定に関する条項が無効であれば法律の原則に則って裁判所が決まるために影響は大きくなります。

ここで問題となったのは、例えば「契約をしたAとBとの間の一切の紛争」というように、どこまでの争いについての裁判が裁判所の指定の対象になるのかが明らかでない（広範に指定をしている）場合です。裁判例の考え方では、こうしたどのような紛争が対象になるのか、明確に特定されていない決め方では裁判所の指定を有効にしたとはいえないと判断しているため、単にひな型任せにするのではなく、問題がないか念のために確認をする必要があるでしょう。

注文書と請書あるいは口頭のやり取りでは、こうした裁判所の指定に関するやり取りがされていないことが多いと思われます。指定をする場合は指定に関する項目を書面で準備する必要があります。

ちなみに、先ほどの知的財産権に関する紛争などごく一部は指定ができない場合もありますのでこの点の確認は専門家にしておく必要があるでしょう。

## 『特別損失』には何が計上できる？ 判断のポイントと注意点

20.07.07 | ビジネス 【税務・会計】



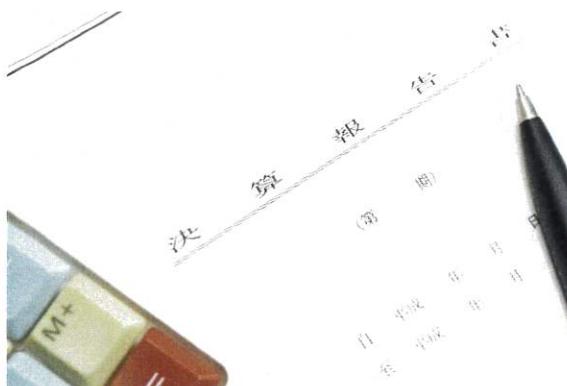
日本では毎年のように台風や地震などの自然災害が発生して

おり、会社の社用車や事務所、設備などが被害を受けるケースも少なくありません。

このような、通常の企業活動では発生しない損失は、会計管理をするにあたって勘定科目のなかの特別損失として処理することになっています。

さらに、会社が保有している固定資産を売却した際に出た損失や、投資目的で所有していた有価証券を売却した際の損失、企業を対象としたなんらかの犯罪に巻き込まれた際に出た損失なども、特別損失になります。

今回は、特別損失として計上するうえでの注意点などをご紹介していきます。



特別損失として計上できるものとは

通常、企業が企業活動をしていれば、毎月の人件費や仕入れにかかる費用などの『損失』が日常的に発生します。

今回取り上げる特別損失は、こうしたいつも通りの企業活動とは直接関係ないところで発生した、特別な要因による臨時の損失のことです。

その年たまたま発生した大型台風や地震などの自然災害のほかに、有価証券を売却した際の損失や、災害や犯罪などによって発生した損失といったイレギュラーな損失も、特別損失として計上できます。

たとえば、2017年には、大手住宅メーカーの積水ハウスが、土地の所有者になりました地面師グループに、東京都品川区の老舗旅館の土地購入代金として55億円を騙し取られる事件がありました。この時の損害は、2018年1月期第2四半期決算において、特別損失として計上されています。

こうした詐欺の被害などは、滅多に起きたことのない損失です。

臨時的な損失を経験しない限りは、あまり使わない勘定科目ではありますが、経営者であれば一応の知識は必要です。

ちなみに、銀行に融資を申し込むようなときには、決算書を見せる機会もあるかと思いますが、たまたまその決算期に、特別損失が原因で赤字になっていたとしても、銀行がそれによって『業績が悪化している』と判断することはありません。

ちなみに、似たようなケースで臨時に発生した利益を『特別利益』として計上することがあります、これも一時のもので、実力による利益ではないので、『業績が優良だ』という判断材料にはならないことも覚えておくとよいでしょう。

さて、特別損失に区分される勘定科目は、内容によってさまざまな種類があります。

たとえば、固定資産を売却したことによって生じた損失は、『固定資産売却損』となり、投資目的で所有していた有価証券の売却で生じた損失は『投資有価証券売却損』、自然災害による損失は『災害損失』、盗難などの事件によって発生した損失は『盗難損失』といった勘定科目になります。

ほかにも、固定資産を廃棄・処分した際の損失は『固定資産除却損』、子会社の株式を売却した際の損失は『子会社株式売却損』、社債を買い入れて償還した際の差額で発生した損失は『社債償還損』となります。

## 特別損失を計上する場合の注意点

もし、特別損失を計上する立場になったら、どのような注意点があるのかご紹介します。

まず、実際に損失が発生したという事実を証明するための証拠が必要になります。

固定資産や有価証券などの売却の際には、社内稟議書や契約書などがあるはずですし、ほかにも特別損失を証明するための資料があればすべて保管しておきましょう。

これらの証拠がないと、税務調査が入った場合、特別損失と認められない可能性も出てきます。

また、どの会計期間に特別損失があったのかも重要になるので、固定資産などの売却や廃棄の際には、いつ売却したのか、あるいはいつ廃棄したのかなどの日付がしっかりと記入されているかを確認し、きちんと整合性の取れている資料を用意しておきましょう。

ただし、たとえ普段の企業活動とは関係のないところで発生した損失であっても、継続性のある損失については、特別損失として認められないということもあるので、留意しておきましょう。

特別損失として計上できるのは、あくまで臨時的、突発的な損失だけです。

たとえば、固定資産の売却をした場合に、それを『固定資産売却損』として処理しようとしても、それが毎年、必ず入れ替える性質のものであったりした場合には、定期的な損失とみなされ、特別損失とは認められないでの注意が必要です。

このように、特別損失はそのときの状況や、企業の状態によってケースバイケースで判断していくものです。

必ずしも、臨時的・突発的な損失がすべて特別損失になるわけではないので、むやみやたらに何でも計上していると、税務調査で指摘される可能性も出てきます。

特別損失に当たりそうな損失であっても、それが本当に『臨時的・突発的』かつ『普段の企業活動と関係がない』ものかどうかをよく考えて、判断していくことが大切です。

※本記事の記載内容は、2020年7月現在の法令・情報等に基づいています。